

日本の交通ルール

（歩行者・自転車版）

～交通事故にあわないために～



監 修 岐阜県警察本部
編集・発行 岐 阜 県

基本的な交通ルール

信号機（灯器の色）と道路標識に従ってください。

歩行者は右側、自動車や自転車は左側を通ります。

歩道では、歩行者の安全が最も優先されます。

歩行者

< 1 . 道路の安全な歩き方 >

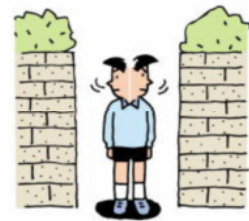
歩道や幅の十分な路側帯がある道路では、そこを歩く。

歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、道路の右側を歩く。

見とおしの悪いところでは、いったん立ち止まって安全を確認する。

飛び出しは、絶対にしない。

道路を歩くときには、
ふざけたり、走ったりしない。



< 2 . 道路の安全な渡り方 >

横断歩道や信号機のある交差点を渡る。

近くに横断歩道橋や横断用地下道のある所では、それを利用する。

信号機のある場所では、横断歩道の手前でいったん立ち止まって、信号機の色が青になったのを確かめて、右、左、右と安全を確認してから、横断を始める。

横断中も、車両の動きなど周囲の状況に注意する。

「歩行者横断禁止」標識のある場所では、横断しない。



近くに信号機・横断歩道・横断歩道橋・横断用地下道がないところでは、左右の見とおしの良い場所を選んで、車両の来ないことを確かめ、直角に横断する。

どんなに急いでいるときも、安全確認をしないで道路を横断したり、斜め横断をしない。

< 3 . 信号の意味と見方 >

信号の意味を理解する。



進むことができる

横断を始めてはいけない

横断してはいけない

横断中の歩行者は、すみやかに

横断を終わるか、引き返さなければならない。

歩行者用信号機のあるところでは、それに従う。

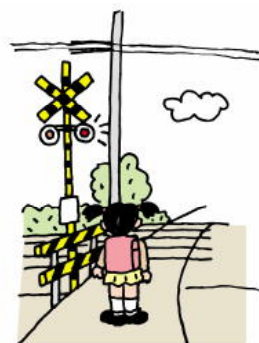
押しボタン式信号機のあるところでは、
ボタンを押し、青信号に変わったら
横断する。



自分が渡る正面の信号機（灯器の色）に従って
道路を渡る。

< 4 . 踏切の安全な渡り方 >

踏切の手前では、必ず立ち止まり
右左の安全を確かめる。



一方からの電車や列車が通り過ぎても、反対側から別の電車や
列車が来ることがあるので、注意をする。

警報機が鳴ったり、遮断機が降り始めてからは、踏切に入らない。

線路内やその近くで遊んだり、幼児一人だけの通行は絶対にしない。

踏切警報機に設置してある「非常ボタン」は、緊急時（例えば、車が踏切内で動か
なくなった時など）に使用するものです。

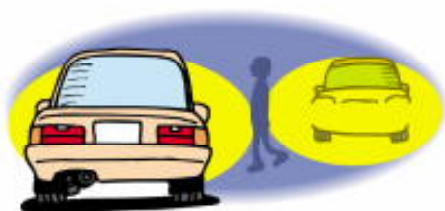
信号機の押しボタンとは違いますので、気をつけてください。

< 5 . 天候が悪いときや夜間の安全な歩き方 >

雨の日などは、視界が悪く、また、道路も滑りやすいため、自動車の停止距離も長くなり危険なので、無理な横断や飛び出しを絶対しない。

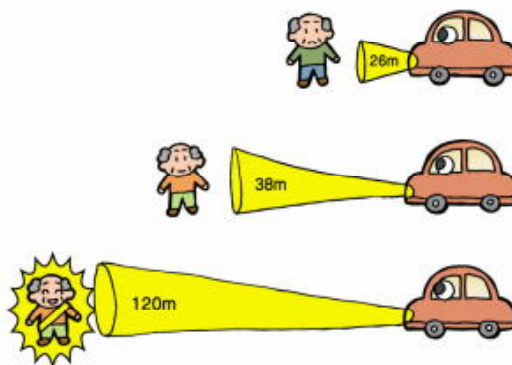
レインコートや傘は、運転者から見やすいように明るい目立つ色のものを選び、前が見えなくなるような傘の差し方をしない。

夜間は、運転者から見やすいように明るい目立つ色の服装に心がけ、反射材を身につける。



グレア現象(蒸発現象)

夜間は、対向車のヘッドライトによって、運転手から歩行者が見えなくなります。



歩行者被害の事故は、夜間に多発しています。

< 6 . その他：子供を自動車に乗せるとき >

6歳未満の幼児を自動車に乗せるときは、体格にあったチャイルドシートを使用しなければなりません。この場合、後部座席に乗せる方が安全です。



乳児用シート



幼児用シート



学童用シート

自 転 車

< 1 . 自転車の点検 >

ハンドル	前輪と直角に固定されているか。
ベル	よく鳴るか。
ブレーキ	前輪・後輪とも、よくきくか。
ライト	電球が切れていないか。明るいか。
タイヤ	空気が適度に入っているか。すり減っていないか。
サドル	しっかりと固定されているか。
チェーン	ゆるみ過ぎていないか。
ペダル	曲がっていないか。滑らないか。
反射材	付いているか。後方や側方からよく見えるか。
車体	破損や変形がないか。



< 2 . 自転車の正しい乗り方 >

体にあった自転車に乗る。

- ・ サドルにまたがったとき、両足先が地面につく。
- ・ ハンドルをにぎったとき、少し前かがみになる。

正しい発進の仕方

- ・ 道路の左端で自転車の左側から乗る。
- ・ 後ろと前の安全をしっかりと確かめてから、発進する。

正しい停止の仕方

- ・ 後ろと前の安全を確かめてから速度を落とし、道路の左端に沿って停止する。
- ・ 左足を地面につけて、自転車の左側に降りる。

正しい合図の仕方

- ・ 右折の合図
手のひらを下にして右腕を水平に出す。
- ・ 左折の合図
右手のひじを垂直に上に曲げる。
- ・ 停止の合図
右腕を斜め下にのばす。



< 3 . 自転車の走るところ >

自転車は車両の仲間です。

車道を走るときは、車道の左端に沿って通行します。

自転車は路側帯を通行することができます。ただし、歩行者の通行の妨げになる
ところや白の二本線の路側帯は通行してはいけません。

路側帯～歩道のない道路の端に設けられた帯状の道路の部分

自転車は、次の場合には、歩道を通行することができます。

ただし、歩道の車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。

- ・ 歩道に「自転車及び歩行者専用」の標識があるとき。
- ・ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が自転車を運転しているとき。
- ・ 道路工事や連続した駐車車両などのためやむを得ないと認められるとき。



道路を横断するときは、近くに自転車横断帯があるときは、そこを通行します。

自転車横断帯～自転車が横断するための道路の部分

自転車は、歩行者用信号機に従って横断歩道を通行することができます。



横断歩道では、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車から降りて自転車を押して渡ります。

< 4 . 交差点での通行の仕方 >

信号機のある交差点では、信号機（灯器の色）に従います。



信号機のない交差点

- ・ 一時停止標識のある所では、一時停止をして安全を確かめてから通行します。
 - ・ 一時停止標識のない所では、交通量の少ないところでも飛び出さないで、安全を確かめ徐行して通行します。
- また、見とおしの悪い交差点では、一時停止をして安全を確かめてから通行します。

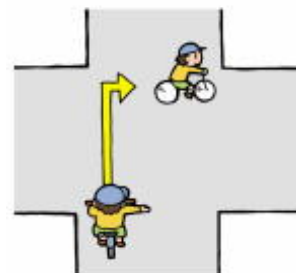


交差点を左折するとき

後方の安全を確かめ、道路の左端に沿って十分に速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨害しないよう注意して曲がる。

交差点を右折するとき

- ・ 信号機のある交差点では、交差点の向こうまでまっすぐ進み、その地点で止まり、右に向きを変え、前方の信号が青になったら進む。
- ・ 信号機のない交差点では、後方の安全を確かめ、道路の左端を向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がる。



< 5 . 禁止されている自転車の乗り方 >

二人乗りをしたり、並進すること。



傘を差したり、物を手に持つなどしながら運転すること。



携帯電話で通話したり、画像を注視しながら運転すること。

イヤホン等を使用してラジオを聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転すること。

競争したり、ジグザク運転をすること。



渋滞などしている車の間をすり抜けること。

お酒を飲んで乗ること。

その他

- ・ ブレーキの故障など、整備不良の自転車に乗ること。
- ・ ハンドルに荷物をさげて乗ること。
- ・ 犬をひきながら乗ること。
- ・ 下駄やスリッパ、かかとの高い靴で乗ること。

< 6 . 注意しなければならないこと >

交差点を左折する車に注意する。



ヘルメットをかぶる。



夜間やトンネルなど暗いところでは、必ずライトをつける。

明るい服装に心がけ、自転車用の反射材をつける。

踏切では、一時停止をして安全を確かめ、自転車を押して渡る。

子供、身体の不自由な人や高齢者がいるときは、徐行又は一時停止をする。

自転車をとめるときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにする。

近くに、駐輪場がある場合は、そこに置く。

交通標識



通行止め



車両通行止め



車両進入禁止



歩行者横断禁止



一時停止



徐行



歩行者専用



自転車及び歩行者専用



横断歩道



横断歩道



自転車横断帯



一方通行



指定方向外進行禁止



最高速度



駐車禁止



信号機あり



踏切あり



道路工事中



学校・幼稚園・
保育所等あり

日本の交通ルール（歩行者・自転車版）
～交通事故にあわないために～

平成19年3月 初版発行

平成20年7月 部分修正

平成21年7月 部分修正

監 修 岐阜県警察本部交通企画課

翻 訳 岐 阜 県 国 際 課

編集・発行 岐阜県環境生活政策課